

病院前救護所体制に向けての部会設置について

1. 設置根拠 要綱第 7 条(部会の設置)
医療救護活動の研究のため作業部会を置くことができる

2. 習志野市災害医療対策会議部会設置(案) 要綱第 7 条第 2 項から第 6 号

会務	病院前救護所体制の検討 【第 1 回】 ①備蓄医薬品の管理方法の検討 ②試行訓練の状況確認及び運営方法等の検討 【第 2 回】 ①試行訓練の結果報告及び運営方法等の修正について検討 ②令和 8 年度の病院前救護所体制を踏まえた訓練方法、内容の検討
開催回数	2 回(予定)
設置期間	第 2 回習志野市災害医療対策会議(令和 8 年 2 月 2 日)まで
部会委員	部会に所属する委員は 10 人以内 【構成員】 ・会長 ・習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会から各 1 名 ・市内 4 病院から各 1 名

開催日程は部会構成員に照会し、調整させていただきます。